

ご存知ですか？

中小企業退職金共済制度

税理士 喜多 綾子

1 制度の概要

掛金の全額損金計上や運用益課税の優遇が受けられる既存の「適格退職年金制度」は、平成24年3月31日までに廃止されることが決定しており、引き続き税制上の優遇措置を受けるためには、他の企業年金制度等に移行させる必要があります。この移行先のひとつに、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」）があります。

中退共は、中小・零細企業では単独で退職金制度を維持することが困難である実情を考慮して、相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定、並びに中小企業の振興と発展に寄与することを目的として設けられた制度です。

2 掛金の助成制度

新しく中退共に加入する場合及び掛金月額を増額する場合には、事業主に対して掛金の一部を国が助成してくれるという制度があります。

	助成の内容	助成金の額
新規加入助成	新規に中退共に加入する事業主に対して加入後4か月目から1年間、国が助成します	加入している従業員の掛金月額の1/2（上限5,000円）
月額変更助成	18,000円以下の掛金月額を増額変更する事業主に対して増額する月から1年間、国が助成します ※ 過去に20,000円以上の掛金月額を納付したことがある場合には対象になりません	増額前と増額後の掛金月額の差額の1/3（増額前の掛金月額とは過去に納付した最も高かった掛金月額をいいます）

3 加入条件

加入できる企業の条件は、業種によって異なります。法人の場合は常用従業員数または資本金・出資金のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業の場合は常用従業員の数のみで判断されます。

業 種	資本金・出資金の額	常用従業員数
製造業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

また、従業員は原則として全員加入となっています。ただし、例外として①期間を定めて雇われている者、②試用期間中の者、③休職期間中の者、④定年などで短期間内に退職することが明らかな者については加入させなくてもよいことになっています。

4 掛金の税法上の取扱い

毎月の掛金は全額事業主負担とし、法人の場合は損金に算入され、個人企業の場合は必要経費になります。また、従業員においては、退職時に支給されるまでは、全額が非課税扱いとなり給与所得にもなりません。

5 平成23年より加入対象者範囲が拡大

中退共では、これまで事業主と生計を一にする同居の親族（以下「同居の親族」といいます。）のみを雇用する事業所は加入することができませんでしたが、平成23年1月1日より、同居の親族のみを雇用する事業所の従業員についても一定の要件を満たしていれば、「従業員」として加入することができるようになりました。

ただし、同居の親族のみを雇用する事業所には、新規加入あるいは月額増額変更する場合の掛金の助成は適用されません。